


所管部課	子ども生活部子育て支援課	部長	榎本 豊		
件名	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例			
	部課機関				
1. 要旨					
<p>ひとり親家庭等医療費助成制度にかかる所得制限は、児童扶養手当法施行令に準拠していることから、児童扶養手当法施行令の改正に伴い、課税所得の除外規定を改正する。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭自立支援給付金」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」に改める。 <p>(2) 施行日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公布の日から施行する。 <p>(3) 影響及び効果</p> <p>ひとり親家庭等医療費助成制度の所得制限の計算から除外されている給付金が非課税になったことから、ひとり親家庭等医療費助成制度の資格には影響がない。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
<ul style="list-style-type: none"> ・東京都より通知あり。 ・規則の案文については、文書課において審査済。 					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
<p>庁議における審議終了後、速やかに公布の事務を進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。